

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（518）」

2. 日時：平成29年2月8日 14時10分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江寄安全審査官、岸野安全審査官、高木安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他20名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（耐震建築）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<第4条> 地震による損傷の防止について コメント回答

<波及的影響>

- 現地調査で見ることができなかった等の理由により、「U:調査不可」となった施設・設備については机上検討に戻って検討することが判るよう検討フローを見直すこと。また、あらかじめ現地調査できないと判断している施設・設備についても記載した上で、波及的影響評価の確認項目・検討内容および検討結果の記載を充実すること。

<水平2方向>

- 「非同時性を考慮したSRSS法」という用語及びその定義については意味が正しく理解できるよう記載を見直し説明すること。

- 水平地震力の組合せ応力強さ分布（表4-4）で示している応力強さ値の導出が妥当であることが判るよう、使用する式や記号を含め算出過程の説明を充実すること。また構造強度評価結果（表1）の記載を適正化すること。

<基礎地盤傾斜>

- 基礎地盤の傾斜が制御棒挿入性に有意な影響を及ぼさない設計となることが判るよう、概略評価、設計対応の見通しを説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 下位クラス施設の波及的影響の検討について（指摘事項に対する回答）